

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、内海町安田三五郎池土地改良区から役員（理事）の退任について次のとおり届出があった。

令和4年6月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	山本 健司	小豆郡小豆島町安田甲1607番地	令和4年4月21日